

2017年6月

改正再エネ特措法の施行に伴う 旧認定発電設備に関する実務対応

弁護士 小林 英治 / 弁護士 横井 邦洋 / 弁護士 矢吹 邦太郎

2017年4月1日(以下、「施行日」という)、現行の再生可能エネルギー固定価格買取制度(いわゆるFIT制度)を大きく見直すことを目的とした、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法の一部を改正する法律(平成28年法律第59号)が一部の規定を除き施行された(以下、「法」という)。また、この法改正にともなって、新制度の細目を定める同法施行規則の改正も同日あわせて施行された(以下、「規則」という)。今回の改正に伴い、一定の要件を充たす既存の認定設備(以下、「旧認定発電設備」という)には新制度に基づくFIT認定を受けたものとみなされる旨の経過措置が規定されたが、その取扱いについて、旧認定発電設備や当該設備を開発・運営している事業者その他の関係者にも少なくない影響がある。そこで、本ニュースレターでは新制度のもとでみなし認定を受けた旧認定発電設備に関して対応が必要となる事項について概説する。なお、改正再エネ特措法の概要については本ニュースレターとともにリリースされた「改正再エネ特措法の概要」をご覧ください。

1. 旧認定発電設備に関する対応のポイント

新FIT制度下で引き続き事業を継続しようとする旧認定発電設備の事業者が対応すべき主な事項としては、以下の事項を挙げることができる。

- ① みなし認定制度の適用の有無の確認及びそれに伴う対応
- ② みなし認定日から6か月以内に事業計画関係書類の作成・提出
- ③ 新FIT認定基準に対応した事業実施
- ④ 運転開始期限の遵守

以下では、上記の各主要対応事項について概説するとともに、その他の留意点等についても簡潔に触れることとする。

2. 旧設備認定取得者の対応事項

(1) みなし認定制度の適用の有無の確認及びそれに伴う対応

事業者	FIT認定の取扱い・事業計画の提出		
施行日前日(2017年3月31日)までに送配電事業者と接続契約を締結している事業者(既に運転開始済みの事業者を含む。)	・施行日付で改正後のFIT認定制度の下で新たにFIT認定を受けたものとみなされる ・2017年9月30日までに事業計画(接続の同意を証する書類(連系承諾書類及び工事負担金の額を定めた書類)を添付)を提出(未提出の場合はFIT認定は失効) ・運転開始済の場合には接続の同意を証する書類の添付は不要		
施行時点で接続契約の締結に至っていない事業者	原則:失効(法改正附則第7条) 例外:以下の①及び②		
	例外	みなし認定の条件	事業計画の提出
	①FIT認定取得から施行日まで9か月を確保できない事業者(2016年7月1日から2017年3月31日までにFIT認定を取得した事業者)	FIT認定から9か月以内に接続契約締結に至れば契約締結時点からみなし認定事業者	・接続契約締結から6か月以内に事業計画(接続の同意を証する書類を添付)を提出(未提出の場合はFIT認定は失効) ・運転開始済の場合には接続の同意を証する書類の添付は不要
②施行時点で系統入札募集プロセスの途中で又は手続終了後6か月以内の事業者(2016年9月30日以降に終了し、又は施行時点で手続中の電源接続案件募集プロセス等に参加している事業者)	プロセス終了から6か月以内に契約締結に至れば、契約締結時点からみなし認定事業者		

旧FIT認定制度の下でFIT認定を受けた場合であっても、上表の要件を充足する場合には、新FIT制度のもとでFIT認定を受けたものとみなされる(法改正附則第4条第1項、同第5条第3項、同第6条第3項)。もともと、上表のとおり、みなし認定事業者であっても、みなし認定日から6か月以内に、改正再エネ特措法の要求するFIT認定基準を充足する発電事業計画関連書類を経済産業大臣に提出する必要がある(法改正附則第4条第2項、規則改正附則第6条第2項、同第3項)。

(2) みなし認定日から6か月以内に事業計画関係書類の作成・提出

みなし認定の要件を満たし、新FIT制度のもとで旧認定を確保できる見込みとなった案件については、みなし認定に移行した時点から6か月以内に、改正再エネ特措法に基づきFIT認定を受けた場合と同等の事業計画の提出が必

要となる。事業計画作成については、本項に記載のほか具体的な提出方法・提出項目・添付書類等については資源エネルギー庁のHP「なっとく！再生可能エネルギー」に公表されている（「平成28年度までに認定を受けた方の事業計画の提出」）。事業計画作成にあたっては、特に旧FIT認定基準としては要求されていなかった事項（下表に太字で表示する。）に注意が必要であるが、主な審査項目・認定基準は下表のとおりである。

審査項目	認定基準	審査基準	必要書類
保守点検及び維持管理	再生可能エネルギー発電設備を適切に保守点検及び維持管理するために必要な体制を整備し、実施するものであること	①保守点検及び維持管理の責任者の指定 ②保守点検及び維持管理の計画作成及び体制の構築	—
柵塀等の設置	事業に関係ない者が発電設備にみだりに近づくことがないように適切な措置を講ずること	①第三者が発電設備に近づくことが容易でない等一定の場合には設置省略可能 ②柵塀等の使用材料はロープ等の簡易なものではなく、金網等の第三者が容易に取り除くことができないもの	構造図（設備配置図）に指し示す
設備の廃棄	再生可能エネルギー発電設備の廃棄その他の認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業を廃止する際の発電設備の取扱いに関する計画が適切であること	収支計画において廃棄費用が計上されていること（※撤去業者等の見積りに基づくことが望ましい。見積りが難しい場合には「建設費の5%以上」が目安。）	—
標識の掲示	外部から見やすいように再生可能エネルギー発電事業を行おうとする者の氏名又は名称その他の事項について記載した標識を掲げるものであること（太陽光発電設備 20kW 未満・屋根置きは除く）	①設備配置図上で標識を掲示する場所が明示されていること ②事業計画策定ガイドラインの「標識のイメージ」に準じた標識を設置 ③保守点検責任者については事業計画（及び事業実施体制図）中に記載する保守点検責任者と同一の者	構造図（設備配置図）
土地の確保	再生可能エネルギー発電設備を設置する場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこ	発電設備を設置しようとする場所について所有権その他の使用の権原を有するか、又はこれを確実に取	土地登記簿謄本、他者所有地の場合は賃貸借契約書等（土地所有者の同意書でも可とするが、認定取

	れを確実に取得することができるものと認められること	得することができるものと認められるための書類が揃っていること	得後一定期間内に契約書等の確保を証する書類の提出を求め、提出がなければ認定取消しの対象に)
関係法令の遵守	関係法令(条例を含む)の規定を遵守すること	自治体に適用対象となる関係法令の確認をしていること	関係法令手続状況確認書
安定調達(バイオマス発電の場合)	発電に利用するバイオマスを安定的に調達することが見込まれること	燃料の調達方法が定量的な根拠又は具体的な方策に基づいているか、調達予定先となる全都道府県に説明を行っているか	燃料調達及び使用計画書(都道府県への説明が必須)、燃料供給者との協定書・契約書等
継続的・安定的発電のための措置(地熱発電の場合)	発電に利用する地熱資源の性状及び量の把握を当該設備を用いた再生可能エネルギー電気の供給を開始する前から継続して行うことその他の当該発電を継続的かつ安定的に行うために必要な措置を講ずるものであること	事業計画策定ガイドラインに沿った源泉モニタリング計画及び環境モニタリング計画が策定されていること	源泉モニタリング計画書(モニタリング実績を含む)、環境モニタリング計画書

以上のほか、資源エネルギー庁が本年3月に公表した「事業計画策定ガイドライン」においては、FIT事業者における適正な事業実施の確保を図るため、上表に記載されているような、認定基準として規定される保守点検及び維持管理の実施や関係法令遵守等について具体的な考え方が示されるとともに、法令の規制がかからない事項についても「推奨事項」として一定の対応が要請されている。事業者においては、かかるガイドラインの内容も踏まえた上で、事業計画を作成する必要がある。

(3) 新FIT認定基準への対応

みなし認定事業者にも新FIT認定基準が適用されることから、適切な保守管理・維持管理、事業者情報揭示等の新FIT制度において要求される事業実施に関する基準に対応する態勢を整備することが要求されることに注意が必要である。対応期限については、「FIT認定を受けたものとみなされた日から1年以内」の対応が求められている事項が多いが、みなし認定日時点で運転開始前である場合には「運転開始後速やかな」対応が求められるなどしている事項もあり、事業者の状況に応じてデッドラインに差異がありうることに注意が必要である。

(4) 運転開始期限の遵守

旧認定発電設備のうち2016年8月1日以降に接続契約を締結した太陽光発電設備については、設備の運転開始期限を遵守することが要求される(規則第5条1項第9号、同第10号、改正附則第3条)。運転開始期限制限の概要は下表のとおりである。

	運転開始期限	超過した場合の制裁措置	制限適用対象者
太陽光 10kW 以上	FIT 認定取得から 3 年以内	超過分について調達期間の短縮措置(調達価格等を定める告示第 2 条第 5 項)	既に旧FIT制度下でFIT認定を受けた案件のうち 2016 年 8 月 1 日以降に接続契約を締結する案件
太陽光 10kW 未満	FIT 認定取得から 1 年以内	FIT 認定を取り消す措置(法第 15 条第 1 号)	

上表からもわかるとおり、2016 年 8 月 1 日以降に接続契約をした事業者については、新 FIT 制度のもとで FIT 認定を受けたとみなされた日(いわゆるみなし認定。すなわち、2017 年 3 月末日まで接続契約を締結する原則的な場合は、2017 年 4 月 1 日)が運転開始期限の起算日となる。なお、この場合には、出力増加以外の変更認定行っても調達価格が変更されない扱いとなる(たとえば、パネル変更を行っても、調達価格を維持できる)。

これに対して、2016 年 7 月 31 日以前に接続契約を締結している事業者は運転開始期限規制の対象とならないが、旧制度における調達価格の変更のルール適用を受けるため、パネル変更を行う場合、調達価格に影響が及ぶ。

また、上表のとおり、運転開始期限を過ぎた場合の取扱いについては、10kW 以上の設備については調達期間の短縮措置、10kW 未満の設備については FIT 認定を取り消す措置が行われ得る。

3. その他旧設備認定取得者が留意すべき事項

(1) 小売事業者の事情による特定契約の変更

特定契約(電気事業者が FIT 認定事業者から、認定発電設備について、調達期間を超えない範囲内の期間において、調達価格で再生可能エネルギー電気を調達することを約する契約)の①当事者、②設備、③買取期間、④買取価格に関しての変更は、実質的に、新規の特定契約と同視しうる(法第 2 条第 5 項参照)ことから、既存の小売買取契約について、自ら買取を行っている小売事業者の事情(倒産など)により上記①から④のいずれかを変更しようとする場合には、原則として、送配電事業者による買取対象となるとともに、回避可能費用(買取義務者が再生可能エネルギー電気の調達によって支出を免れた費用)の激変緩和措置の対象外となる。

(2) 既存認定設備に関する調達価格の適用条件

電源	年度	価格決定時期のルール	変更認定に伴う価格変更
太陽光	2012 年度	「接続申込日」又は「認定日」のいずれか遅い日	なし
	2013 年度		・運転開始前の大幅な出力の変更(①電力会社事情を除く)
	2014 年 4 月 1 日から 2015 年 2 月 14 日		・運転開始前の 10kW 以上かつ 20%以上の出力の変更(①を除く)
	2015 年 2 月 15 日か		・運転開始前のパネルのメーカー・種類の変更・変換効率の低下を伴う変更(10kW 未満、メーカーが当該

	ら 2015 年 3 月 31 日		種類のパネルを製造しなくなった場合を除く) ・運転開始前の出力の増加又は 10kW 以上かつ 20%以上の減少(①、②)10kW 未満設備が引き続き 10kW 未満の場合を除く) ※2015・2016 年度は、運転開始後の出力の増加 (①を除く)も価格変更 ※2016 年 8 月 1 日以降に接続契約を締結した場 合は、出力の増加のみ(①を除く)(ただし、運転開始期 限が付与される)
	2015・ 2016 年度	「接続契約締結日」又は 「接続申込日(認定取得前に接続 申込みを行った場合は認定日)の 翌日から 270 日後」のいずれか早 い日	
	2017 年度 以降	「認定日」 ※接続契約締結が認定の要件	・出力の増加(①、②を除く) ※2016 年 7 月 31 日以前に接続契約を締結した場 合は、2015・2016 年度と同様
太陽 光以 外	2012 年度		なし
	2013 年度	「接続申込日」又は「認定日」のい ずれか遅い日	・運転開始前の大幅な出力の変更(①を除く)
	2014 年度		・10kW 以上かつ 20%以上の出力の変更(①を除く)
	2015・ 2016 年度		・10kW 以上かつ 20%以上の出力の変更(①を除く) ※未利用木質バイオマスは 2000kW 未満以上の区 分変更を伴う場合も含む
	2017 年度 以降	「認定日」 ※接続契約締結が認定の要件	・10kW 以上かつ 20%以上の出力の変更(①を除く)

調達価格適用の条件及び変更認定に伴う価格変更のルールは、大要、上表のとおりであるが、旧設備認定取得者がみなし認定の条件を充足する場合であっても、設備認定の際に付与された条件遵守(設備認定から 270 日(一定の場合に期限の延長)以内に①土地の使用権の確保及び②設備の発注、又は、③運転開始に関する証拠書類の提出)については留意が必要である。また、接続契約締結の遅れによる調達価格(27 円又は 24 円)の維持の適用を受けるためには、期限の 270 日前までに接続契約の申込みがなされていることが必要である。

4. まとめ

以上述べてきたとおり、改正再エネ特措法による制度改正の中には既に現行制度の下で再生可能エネルギーの発電設備を開発・運営している事業者に大きな影響を与え得るものが含まれている。具体的には、旧FIT制度のもとで既にFIT認定を取得している事業者においても、新規参入事業者と同じく、新FIT認定基準に対応した事業計画書類の作成・提出が必要となる。また、FIT認定を取得して無事運転開始に至っても(運転開始期限には注意が必要である)、新FIT認定基準及び各事業計画策定ガイドラインに従った設備の点検・保守及び事業終了後の設備処分等が要求される。認定された事業計画に沿った事業運営がなされていない場合には改善命令や認定取消措置が下されるおそれもある。したがって、遵法性を確保するためには、上記で触れてきた法令上明確に要求されている対応はもちろん、本年 3 月に策定された各事業計画策定ガイドラインに「努めること」など推奨事項として定められている点にも留意しつつ対応することが求められている。

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの執筆者は、以下のとおりです。
弁護士 小林 英治(ejji.kobayashi@amt-law.com)
弁護士 横井 邦洋(kunihiro.yokoi@amt-law.com)
弁護士 矢吹 邦太郎(kunitaro.yabuki@amt-law.com)
 - 本ニュースレターの配信又はその停止をご希望の場合には、お手数ですが、inquiry@amt-law.com までご連絡下さいますようお願いいたします。
 - 本ニュースレターのバックナンバーは、<https://www.amt-law.com/bulletins12.html>にてご覧いただけます。